

50 災害時等における電動車両及び給電装置に 関する協力協定

山形県鶴岡市(以下「鶴岡市」という。)、山形三菱自動車販売株式会社(以下「山形三菱」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、鶴岡市内で自然災害、大規模停電その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態(以下、「災害等」という。)が発生した場合において、鶴岡市が山形三菱に対して電動車両(以下「車両」という。及び車両からの給電を行う装置(以下「給電装置」という。)の貸与を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 鶴岡市は、災害時等の応急対応や災害復興のために車両及び給電装置を必要とするとき、山形三菱に対して車両及び給電装置の貸与を要請(以下「協力要請」という。)するものとする。

(協力要請方法)

第3条 鶴岡市は、山形三菱に協力要請するときは、協力要請書(様式第1号)を山形三菱に提出するものとする。

2 鶴岡市は、災害等に対応するため速やかに協力要請をする必要があるときは、前項の規定によらず、次の各号に掲げる事項を口頭で連絡することにより、山形三菱に協力要請をすることができる。ただし、鶴岡市は口頭で協力要請をしたときは、当該要求と同様の内容を記載した協力要請書を山形三菱に提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職・氏名
- (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職・氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 協力要請する車種及び台数
- (6) 協力要請の期日及び引き渡し場所
- (7) その他必要な事項

(協力)

- 第4条 鶴岡市からの協力要請があった場合には、山形三菱は速やかに車両及び給電装置を確保し、危険性等を考慮し可能な範囲内で鶴岡市に貸与するものとする。
- 2 山形三菱は、協力要請に基づき、引渡し場所へ車両及び給電装置を搬送するものとする。
 - 3 鶴岡市は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
 - 4 引渡しの日時については鶴岡市と山形三菱が協議して決定するものとする。

(使用上の留意事項)

- 第5条 鶴岡市は、山形三菱より貸与を受けた車両及び給電装置を以下のとおり使用するものとする。
- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
 - (2) 鶴岡市内において使用する。ただし、災害等に対応するために移動する場合はこの限りではない。
 - (3) 車両及び給電装置が故障又は何らかの理由により使用できなくなった場合は、山形三菱に速やかに連絡をしなければならない。

(補償)

- 第6条 車両及び給電装置の使用若しくは協力要請中に発生した損害の補償については、以下のとおり扱うものとする。
- (1) 事故等により、鶴岡市及び山形三菱が第三者に与えた物的及び人的損害については、その損害に帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、責めに帰すべき事由が不明の場合は、鶴岡市及び山形三菱が協議の上、その賠償にあたるものとする。
 - (2) 車両及び給電装置の引渡しの往復路における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、山形三菱が賠償責任を負うものとする。
 - (3) 車両及び給電装置の故障、車両物損等の修理費用の負担割合については、鶴岡市及び山形三菱が協議し決定するものとする。
 - (4) 事故等により、鶴岡市が第三者に与えた物的及び人的事故被害の賠償が生じたときは、山形三菱が加入する自動車保険により賠償するものとする。ただし、賠償により山形三菱に生ずる免責金額については鶴岡市が支払う。

(実績報告)

- 第7条 山形三菱は、第3条第1項の規定により車両及び給電装置を貸与した場合は、実績報告書(様式第2号)を鶴岡市に提出するものとする。
- (1) 貸与した車両及び車両登録番号

- (2) 貸与した場所
- (3) 貸与した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 本協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用は、無償とする。ただし、貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降は、鶴岡市が車両及び給電装置一式について費用を負担するものとし、車種毎の一日当りの貸与の単価は鶴岡市と山形三菱が別途協議の上、決定するものとする。

(通知)

第9条 鶴岡市は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、山形三菱に通知するものとする。

(実施細目)

第10条 本協定を実施するために必要な事項については、鶴岡市及び山形三菱が協議の上、別に定める。

(協議)

第11条 本協定に定めない事項については、鶴岡市及び山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに鶴岡市又は山形三菱から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるのとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、鶴岡市及び山形三菱が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年11月22日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市
鶴岡市長

乙 山形県山形市五十鈴三丁目1番6号
山形三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長